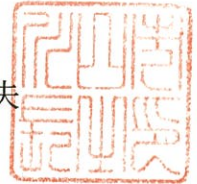


川 職 発 第 2 1 号
令和 7 年 6 月 1 1 日

川口市監査委員	澤野	高雄	様
同	金井	洋	様
同	福田	洋子	様
同	青山	聖子	様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和 6 年 1 0 月 3 0 日執行の総務部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（職員課）

職員課の使用料において、納付書の納期限の指定が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和 7 年 3 月 3 1 日に調定書を起票した「自動販売機設置電気使用料（下半期）」より、納付書の納期限について、通知日である令和 7 年 4 月 3 0 日から起算して 2 0 日以内（令和 7 年 5 月 1 9 日）を納期限として通知し、事務の見直しを講じました。

